

令和6年11月18日
財 務 部 契 約 課
都市部技術監理室

令和6年度の入札契約制度の改正について（令和6年12月適用）

次のとおり、入札契約制度を改正しますのでお知らせします。

主な改正点

1 令和6年度 呉市週休2日適用工事の一部改正について

令和6年度 呉市週休2日適用工事の一部改正について

令和 6年12月 1日
都市部技術監理室

1 趣旨

「呉市週休2日適用工事」は、国が示す働き方改革の一環で、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とし、労働者のワークライフ・バランスの改善や将来の担い手確保のために実施するものです。

2 対象工事

(1) 週休2日適用工事

ア 発注者指定型

請負対象金額1億円以上の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、発注者指定型で実施するものとする。

イ 受注者希望型

請負対象金額1億円未満の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、受注者希望型で実施するものとする。

(2) 週休2日交替制適用工事

「週休2日交替制適用工事」は、「週休2日適用工事」での発注が困難な工事を原則、受注者希望型で実施するものとする。

3 経費等の補正

(1) 週休2日適用工事

表1、表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、別紙表3、表4及び表5によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、別紙表6によるものとする。

発注者指定型の場合は、月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の経費を見込んで発注する。

なお、現場閉所率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、通期の4週8休以上の経費に変更するものとし、通期の4週8休を達成できなかった場合は、補正係数を除いて契約変更を行うものとする。

営繕工事においては、別紙1に定める補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

(2) 週休2日交替制適用工事

表1、表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、別紙表3、表4及び表5によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、別紙表6によるものとする。

発注者指定型の場合は、月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の経費を見込んで発注する。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、通期の4週8休以上の経費に変更するものとし、通期の4週8休を達成できなかった場合は、補正係数を除いて契約変更を行うものとする。

営繕工事においては、別紙1に定める補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

(3) 営繕工事における予定価格の積算

営繕工事の発注者指定型と受注者希望型については4週8休を前提に労務費を補正し工事費を積算して予定価格を算出するものとする。(※別紙1参照)

備考：週休2日適用工事は設計書の表紙に別紙2のとおり表示しています。

4 適用 令和6年12月1日以降に公告，随意契約する建設工事

表1 土木工事積算基準適用工事の場合の各経費の補正係数

週休2日適用工事	労務費	機械経費 (賃金)	共通仮設費	現場管理費
<u>月単位 (4週8休以上)</u> 現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上	1.04	1.02	1.03	1.05
<u>通期 (4週8休以上)</u> 現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上	1.02	1.02	1.02	1.03
週休2日交替制適用工事	労務費	機械経費 (賃金)	共通仮設費	現場管理費
<u>月単位 (4週8休以上)</u> 現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上	1.04	—	—	1.03
<u>通期 (4週8休以上)</u> 現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上	1.02	—	—	1.01

表2 港湾請負工事積算基準適用工事の場合の各経費の補正係数

週休2日適用工事 /週休2日交替制適用工事	労務費	機械経費 (賃金)	共通仮設費	現場管理費
<u>4週8休以上</u> 現場閉所率又は休日率 28.5% (8日/28日)以上	1.04	1.02	1.02	1.03

表3 市場単価の補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

表4 市場単価の補正係数（港湾工事）

名称	補正係数
	4週8休以上
底面工	1.03
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.04
足場工	1.02
鉄筋工	1.04
吊鉄筋工	1.04
型枠工	1.03
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04
止水板工	1.04
上蓋工	1.04
伸縮目地工	1.02
係船柱取付	1.04
防舷材取付	1.04
車止・縁金物取付	1.04
係船柱撤去	1.04
防舷材撤去	1.04
車止撤去	1.04
電気防食取付	1.04
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.04
防砂目地板取付工（水中施工）	1.03
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.03
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.03
ペトロラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.04
異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

表5 市場単価の補正係数（下水道工事）

名称	区分	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
	取付管布設 及び支管取 付工	1.01	1.02	1.01	1.02

表6 土木工事標準単価の補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械施工	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03

営繕工事における週休 2 日適用工事の実施について

1 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

2 積算方法等

(1) 補正方法

建設業全体で週休 2 日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4 週 8 休以上の現場閉所による週休 2 日の取得を目指しつつも、週休 2 日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望型においては、4 週 6 休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休 2 日の実現に取り組むこととする。

週休 2 日適用工事において、以下の現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- ① 4 週 8 休以上（現場閉所 率 28.5%（8 日 / 28 日）以上） 1. 0 5
- ② 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満（現場閉所 率 25%（7 日 / 28 日）以上 28.5% 未満） 1. 0 3
- ③ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満（現場閉所 率 21.4%（6 日 / 28 日）以上 25% 未満） 1. 0 1

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定型

4 週 8 休以上を前提に（1）①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を算出しています。現場閉所の達成状況を確認し、4 週 8 休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4 週 6 休以上あっても、（1）②及び③の補正は考慮しない。

② 受注者希望型

4 週 8 休以上を前提に（1）①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を算出しています。現場閉所の状況を確認後、4 週 8 休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を（1）②又は③に変更して工事費を積算し、請負代金額を変更する。また、4 週 6 休に満たないもの及び工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休 2 日の取組を希望しないものを含む）については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

なお、工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休 2 日の取組を希望しない場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

